三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び小矢部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　富山県氷見市谷屋字向山一三、一四の一から一四の四まで、一六、一七、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二二の一から二二の四まで、二三から二五まで、二九、字谷内四四〇九から四四一六まで、四四一八から四四二〇まで、四四二二から四四二五まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　富山県富山市布尻町長入会地字立道割九の五、字中尾割二の一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町境字后山一一七、字長山五、六、字熊谷七三から七五まで、字池ノ平一の五・一の九・一の一〇・一の一五・一の三三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二から一の四まで、一の六から一の八まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山口県岩国市行波字小倉谷一七〇、一八〇、二六一、二六五、二六六の一から二六六の三まで、二七〇、天尾字倉谷五六六の一、五八〇、五九〇、六〇五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山口県岩国市美川町根笠字春畠一二九三、一二九三の一、字日浦一三〇四、一三〇五、字橋掛ケ一三一〇の一、一三一一の一、一三一一の八、一三一二の一、一三一三の二、一三一四、字休石二九二八、二九二九、三九四〇の一、三九四〇の二、三九四一から三九四四まで、三九四九、字扇畠三〇〇〇、三〇〇一、字絵張三七二一から三七二三まで、字森ノ山三七四九、三七五一の一から三七五一の三まで、字垰前三八六九の一、三八六九の二、三八七〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二)　保安林の所在場所　山口県岩国市美川町根笠字春畠一二九三、一二九三の一、字日浦一三〇四、一三〇五、字橋掛ケ一三一〇の一、一三一一の一、一三一一の八、一三一二の一、一三一三の二、一三一四、字休石二九二八、二九二九、三九四〇の一、三九四〇の二、三九四一から三九四四まで、三九四九、字扇畠三〇〇〇、三〇〇一、字絵張三七二一から三七二三まで、字森ノ山三七四九、三七五一の一から三七五一の三まで、字垰前三八六九の一、三八六九の二、三八七〇
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十五年経済産業省告示第二百三十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年十二月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都　大島町	平成二十五年十月十六日から平成二十八年三月十日まで

○経済産業省告示第二百六十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十五年経済産業省告示第二百三十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年十二月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十六年御嶽山の噴火による災害	長野県　木曽町 王滝村	平成二十六年九月二十七日から平成二十八年三月十日まで
	岐阜県　高山市 中津川市 下呂市	